

# 令和6年度（2024年度）いじめ防止基本方針

宍粟市立山崎南中学校  
令和6年4月改定

## はじめに

本校は、「こころ豊かで 活力のある たくましい生徒の育成 ～夢に向かって挑戦し続ける山南生～」を学校教育目標として、教育活動に取り組んでいる。また、地域や保護者と連携を図り、学校と家庭、地域それぞれが役割を踏まえながら、生徒一人一人の健全な育成をめざしている。

## 1 「いじめ防止等対策の基本方針」について

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、その第13条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務付けられ、平成29年には、国と県の基本方針が改訂された。また、令和4年12月には「生徒指導提要」が改訂された。これらを受けて、本校においても、いじめ問題についての対策（未然防止、早期発見、早期対応）を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を改定した。

本校のいじめ防止等のための対策の基本理念は、「いじめ防止等」は子どもの人権・権利を守る取組であるとの認識のもと、推進法に規定されているように、以下のとおりとする。

- ①すべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように取り組む。
- ②すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ③いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、宍粟市、教育委員会、保護者およびに地域の人たちとの連携するとともに協力して、社会全体でいじめの問題を克服することをめざす。

## 2 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」（「いじめ防止対策推進法 第二条」より抜粋）

具体的な態様として、次の①～⑧のようなことが挙げられる。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

いじめの定義をしっかりと理解し、次の①～⑥を基本方針として対応する。

- ①いじめはどこでも起こりうる問題である。日頃から子どもが発するサインを見逃さず、問題意識を持ち、早期発見に努める。

- ②いじめは絶対に許されない行為である。教師の言葉できちんと子どもに伝える。
- ③いじめられたとき、いじめを見たときの対応の仕方を教えておく。
- ④いじめられる子どもの立場で考える。
- ⑤根気強く継続的な対応を心がける。いじめが解決したように見えても再発することもあるため、確認・点検を怠らず継続して取り組む。
- ⑥周囲と連携して対応にあたる。

【宍粟市いじめ防止基本方針 参照】

### 3 いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定する。

#### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

### 4 学校のいじめ防止等に関する組織の設置

#### (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、「校内いじめ問題対策止委員会」を設置する。校内いじめ問題対策委員会は、生徒指導上の問題が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消に向けた対応に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。

#### (2) 組織

校内いじめ問題対策委員会は、校長、教頭、生徒指導担当教諭、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターにより構成し、その他必要に応じて、関係学級担任、スクールカウンセラーを加える等、チームとして取り組む。

#### (3) 組織の役割

- ①「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立する。
- ②いじめ防止等の取組に関して、教育課程の編成・実施等具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証する。また、必要に応じて、本方針を改訂する。
- ③いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録する。
- ④いじめが疑われる情報があった時には定例または緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導及び支援体制・対応方針の決定を行う。
- ⑤いじめ防止等に関して保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報提供を行う。

#### (4) 連携機関

市教育委員会学校サポートチーム、学校運営協議会委員、PTA役員、主任児童委員、民生委員児童委員、家庭児童相談所、警察（御名駐在所・戸原駐在所・宍粟警察）、姫路こども家庭センター等と連携する。

### 5 学校のいじめ問題に対応するための校内体制

市・県の「いじめ問題対応マニュアル」等にもとづき、「校内いじめ問題対策委員会」を最大限に機能させることを基本とし、教育相談体制の充実や研修会・学習会を実施し、未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を充実させ、いじめのない学校づくりを推進する。

#### (1) 校内組織

- 生徒指導委員会
  - ・毎月1回開催
  - ・問題行動等の現状についての情報交換と対応の共通理解
  - ・職員会議での全職員への情報の提供と共通理解
  - ・「いじめ」と思われる事象を把握したときは、早急に「いじめ問題対策委員会」を開催する
- いじめ問題対策委員会
  - ・定例会の開催（6月・12月・2月のいじめアンケート実施後）
  - ・緊急会議の開催（「いじめ」と思われる事象を把握したとき）
  - ・いじめ事案への対応の協議…役割分担の確認や対応の共通理解

#### (2) 教育相談体制

- スクールカウンセラーの活用
  - ・毎週木曜日の勤務日の相談
  - ・相談しやすい環境づくり
- 各学期2回（定期考査前）の二者面談の実施
  - ・日頃の悩みや現状について話し合う機会をつくる
- 全校生三者面談の実施
  - ・毎年12月に実施
  - ・保護者を含めた情報交換
- 随時実施する教育相談
  - ・担任（部活動顧問）を中心に日頃からの声かけを積極的に行い、状況によって教育相談を実施する

#### (3) 研修会・学習会

- 校区6校園パートナーシップ推進協議会夏季講演会の実施
  - ・夏季休業中に講師を招き、人権教育講演会、スクールカウンセラーを活用したカウンセリングマインド研修会を実施する
- 生徒・PTA合同情報教育講演会の実施
  - ・PTA育成部・研修部と連携し、生徒も含めた情報教育講演会を実施する

#### (4) 小・中連携連絡会

- 教育連携連絡会の開催
  - ・毎学期1回実施し、小中の生徒指導担当を中心に、養護教諭も含め、情報交換を行う。

### 6 いじめの未然防止

学校の教育活動全体を通じて、生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。

### (1) 生徒会活動の充実

全校生徒が楽しいと思える学校にするために、「みること」「きくこと」「反応すること」「伝え合うこと」の4つの観点を大切にして、「自分も人も大切にする」活動に取り組む。

【令和6年度生徒会スローガン】

「輝努挨楽（キドアイラク）～134人を受け入れる～」

【重点目標】

「兵庫県一あいさつができる学校」

### (2) 人権教育の充実

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを教職員が認識し、生徒一人ひとりに理解させなければならない。そのためには、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち、生徒の人権が守られる学校・学級づくりに取り組む。

### (3) 道徳教育の充実

生徒が道徳的な心情や判断力、道徳的な実践意欲や態度を育むことは、いじめの防止に大変有効である。生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼関係や友情を育み、善悪の判断などの規範意識を持ち、いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育てる。

### (4) 体験活動の充実

体験活動は、生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得などに繋がる。また、集団での宿泊体験や社会体験などは、仲間意識や自己肯定感、自尊感情等を育む。学校では教育活動の中に、計画的、系統的に体験活動を取り入れる。

## 7 いじめの早期発見

いじめ防止等の取組の中で、生徒にSOSを発信してもらうために、生徒のSOSの出し方に関する教育や環境づくりは重要である。しかし、生徒が表現した微妙なサインに気づき、その意味を適切に読み取ることができなければ、生徒の心の危機に対応することはできない。教職員は、いじめが大人の目につきにくい場所や時間で行われるなど、気づきにくいこと、また、一見遊びやふざけているように見えることがあり、判断が難しいことを十分認識しなければならない。生徒の些細な兆候を見逃さず、いじめを見極める目を持ち、早い段階から組織的に関わりながらいじめの早期発見に努める。

### (1) 日々の観察

「生徒がいるところには、教職員もいる」ことを心がけ、児童生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設け、生徒に安心感を与えるとともに、いじめの早期発見に努める。

### (2) 教職員と生徒等との良好な人間関係の構築

生徒や保護者から、安心して相談してもらえる教職員であるよう、日ごろからコミュニケーションを密にして、良好な人間関係を構築するように努める。

### (3) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のための「いじめアンケート」を原則としていじめが疑われる場合等、実態に応じて実施するとともに、少なくとも学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケートの実施にあたっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容に応じて配慮する。

### (4) 個人面談（二者面談）の実施

個人面談において、いじめを訴える生徒の心情を理解することは重要である。生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを踏まえ、生徒からの相談に対しては迅速に対応する。

### (5) 生徒のSOSを発信できる力の育成

学校は相談機能の充実を図るとともに、ストレスマネジメントや自殺予防プログラム等を実施し、生徒が自分自身や友だちの危機に気づき、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、生徒のSOSを発信できる力の育成を図る。

## 8 いじめの早期対応（いじめへの対処）

教職員は、いじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、直ちに管理職に報告し、速やかに「校内いじめ対策委員会」を立ち上げ、組織的な対応につなげなげる。指導については、いじめを受けた生徒を守りきるとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、生徒の社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。援助を求めた生徒については、自分は見守られているということを感じることができるように対応していく。また、全ての教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

【資料 「令和6年度 山崎南中学校危機管理マニュアル」いじめへの対応 参照】

## 9 教職員の資質の向上に関する取組

いじめ問題の未然防止および早期発見・早期対応に対しては、教員一人一人が意識を高め、いじめ問題への対応力を身につける必要がある。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めることが有効である。また、生徒の些細な変化等に気づき、適切に対応するための感性や資質の向上を図る。

## 10 ネット（SNS等）上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等に相談するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守りきることが重要である。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害生徒の立場に寄り添った支援を行う。また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組む。

### (1) 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

「ネット上のいじめ」を予防する観点から、また、「ネット上のいじめ」以外にも、生徒たちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えらる。そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく。情報モラル教育については、学校全体で取り組み、指導にあたっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要である。その際には、外部の専門家を講師として招き、教員の指導力向上研修を行う。

### (2) 保護者への啓発と家庭地域との連携

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく。そのためには、学校においても、入学式の際の保護者への説明会や保護者会、情報教育講演会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

## 1.1 重大事態への対処

### (1) 重大事態

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(「いじめ防止対策推進法 第28条」より抜粋)

### (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、速やかに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、校内いじめ問題対策委員会が、校長の指導や指揮のもと、迅速かつ丁寧な調査を行う。

【資料 「令和6年度 山崎南中学校危機管理マニュアル」いじめへの対応 参照】

## 1.2 その他

いじめ防止等の対応については、兵庫県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や宍粟市教育委員会発行の「宍粟市いじめ防止基本方針」を参考にする。

## いじめへの対応

